

「県土整備局建築工事設計業務等積算基準」【新旧対照表】

新	旧
<p>1. 目的</p> <p>この基準は、神奈川県県土整備局発注の建築物及びその附帯施設に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、<u>平成31年国土交通省告示第98号</u>及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>（略）</p> <p>3. 設計業務等委託料</p> <p>3. 1、3. 2</p> <p>（略）</p> <p>3. 3 設計業務等委託料の積算</p> <p>設計業務等委託料は次式により積算する。</p>	<p>1. 目的</p> <p>この基準は、神奈川県県土整備局発注の建築物及びその附帯施設に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、<u>平成21年国土交通省告示第15号</u>及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>（略）</p> <p>3. 設計業務等委託料</p> <p>3. 1、3. 2</p> <p>（略）</p> <p>3. 3 設計業務等委託料の積算</p> <p>設計業務等委託料は次式により積算する。</p>

新	旧
<p>(設計業務等委託料) = (直接人件費) + (諸経費) + (技術料等経費) + (特別経費) + (消費税等相当額) = (業務価格) <u>+ (消費税等相当額)</u></p> <p>3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定</p> <p>(1) 直接人件費 直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力(技術力、業務処理能力等)に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。</p> $\text{(直接人件費)} = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$ <p>(2) 諸経費 諸経費は、次式により算定する。</p> $\text{(諸経費)} = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$ <p>(3) 技術料等経費 技術料等経費は、次式により算定する。</p> $\text{(技術料等経費)} = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$	<p>(設計業務等委託料) = (直接人件費) + (諸経費) + (技術料等経費) + (特別経費) + (消費税等相当額) = (業務価格) <u>$\times \{ 1 + (\text{消費税等率}) \}$</u></p> <p>3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定</p> <p>(1) 直接人件費 直接人件費は、委託に付する業務 <u>(以下「委託業務」という。)</u> に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力(技術力、業務処理能力等)に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。</p> $\text{(直接人件費)} = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$ <p>(2) 諸経費 諸経費は、次式により算定する。</p> $\text{(諸経費)} = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$ <p>(3) 技術料等経費 技術料等経費は、次式により算定する。</p> $\text{(技術料等経費)} = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$

新	旧
<p>(4) 特別経費 特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。</p> <p>(5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。 $(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。 (基準の廃止) 2 設計監理業務委託料基準（平成19年4月1日施行）は、廃止する。</p> <p>附 則 この基準は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(4) 特別経費 特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。</p> <p>(5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。 $(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。 (基準の廃止) 2 設計監理業務委託料基準（平成19年4月1日施行）は、廃止する。</p> <p>附 則 この基準は、平成28年4月1日から適用する。</p>